事業者排出量削減計画書

				□ 新規	✓ 3	変更			
(宛 先) 京都府知事					令和		7月	30日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号				にあっては、名	称及び代表者の	0氏名)			
東京都十代田区丸0			Ξ菱UFJ銀行 執行役員 半沢	. 冶 .					
		以称仅與以	教们役員 干奶 電話		_				
				电叩					
主たる業種	普通銀行								
土に公米性 目 世 歌 门					細分類番号	6	2 2	2 1	
			☑ 第	312条第1項第1	号				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		口第	512条第 1 項第 2	号又は第3号				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
	□ 第12条第 1 項第 4 号								
計画期間									
# 4 4 4	対象施設の業務、ならびに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定め、これを文書化する。								
基本方針	・業務性質、および規模に対して適切であること ・継続的改善、および職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること								
到面は#*#よった	事務センター及び営業店を含めた全ての店舗で、省エネルギー対策を積極的に推進し、全店舗のエネルギー使用								
計画を推進するた 事務センター及び営業店を含めた全ての店舗で、省エネルギー対策を積極的に推進し、全店舗のエネルギー めの体制 量のデータを集計して、そのデータを元に会社全体として省エネを進める。)	
のクック体制		基準年度	第1年度		第3年度				
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	(1) 年度	(2)年月			増	減	率	
	事業活動に伴う排出の量					53. 6	<i>j</i> :	ニセント	
	評価の対象となる排出の量		-			53. 6		ーセント	
	計画の対象となる折山の重		-						
	目 標 の 根 拠 大規模事業所である事務センターにて、主要機器の増設が見込まれており、今後も排出量の増加が見込まれる								
		り、今後も排			Total - 1				
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す 原 単 位 の 指 標	基準年度	第1年度		第3年度	増	減	率	
	る建築物の用途 事業活動に伴う排出の量	(1)年度	(2) 年月	度 (3)年度	(4) 年度				
	事務センター (主要機器消費電力量GWH)	765. 17	750. 2	8 743. 98	730. 36	-3.09	1	ーセント	
	事業活動に伴う排出の量								
	()						<i>)</i> *	ーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	事務センター	にて、主要	機器の稼動に必	要な設備の適正	管理に	より、	効	
	が 単位 の 相 保 及 の 日 保 の 低 世 率的にエネルギーを削減する。								
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度	第1年度		第3年度	備		考	
		(1)年度	(2)年月			MI		,	
		70.0 = 10.0							
具体的な取組及び 措置の内容	(2) 年度	照明、空調、最適化に努め		の適正な運転管	理を行ない、エ	ネルギ	一使月	一の	
	(- /) ~	る 熱源各設備の適正な運転管理を行ない、エネルギー使用の							
	(3) 年 度	最適化に努め		// 週11/4/建報日	生を打ない、 ニ	-/1/27	灰刀	107	
	(4) 年度	照明、空調、熱源各設備の適正な運転管理を行ない、エネルギー使用の							
	(4) 年 度 最適化に努める								
通勤における自己									
の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	公共交通機関	共交通機関や自転車の利用を推進						
せるために実施し	上記の措置を採用する理由	たとて 十年	 本外の報味も図	Z					
ようとする措置	上記の指直を休用りる理由	による人気	り架の軽減を凶	ବ					
		第1年度	第1年度 第2年度						
	区 分	(2)年度		3) 年度	第3年度 (4)年度	備	老	夸	
	森林の保全及び整備によるもの	(2) 10	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又		1 *	1.	1 ,				
	は熱の供給によるもの		トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温								
	室効果ガスの吸収効果分の購入によるも		トン	トン	トン				
	0			0.0	0.0				
	合 計		トン	0.0 トン	0.0 トン	<u> </u>			
地球温暖化対策に	世界遺産『白神山地』周辺地域の育樹								
資する社会貢献活動	世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』保全活動 世界遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉 周辺地域の環境保全活動								
動	世が退性 甬工山一信仰の対象を云柳(//你水」 同辺エ	以外の保児は	土伯刿					
dt da t									
特記事項									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。